



CONTENTS

My Book

- | | | |
|------------------------|-------|---|
| 「現代韓国の安全保障と治安法制」を刊行して | 徐 勝 | 2 |
| 『法科大学院ケースブック 国際人権法』の紹介 | 薬師寺公夫 | 5 |

Presentation

- | | | |
|----------------------------------|-------|----|
| 刑法学会2006年度全国大会を終えて | 安達 光治 | 7 |
| 学会ワークショップをオーガナイズして | 指宿 信 | 9 |
| 「犯罪論と刑罰論」の関係 第84回日本刑法学会大会第1分科会より | 松宮 孝明 | 11 |
| 工業所有権法学会報告 | 宮脇 正晴 | 13 |

Workshop Report

- | | | |
|-------------|-------|----|
| ROE教授訪問に際して | 堀田 秀吾 | 15 |
|-------------|-------|----|

Lecture

- | | | |
|---------------------------|-------------------|----|
| 日本とEU：互いに何を学び、どのように協力すべきか | | |
| | ベルンハルド・ツェプター前EU大使 | 17 |

New Book

22

Media Coverage

- | | | |
|----------|--|----|
| 法学部定例研究会 | | 23 |
|----------|--|----|

自著紹介

My Book

「現代韓国の安全保障と治安法制」を刊行して

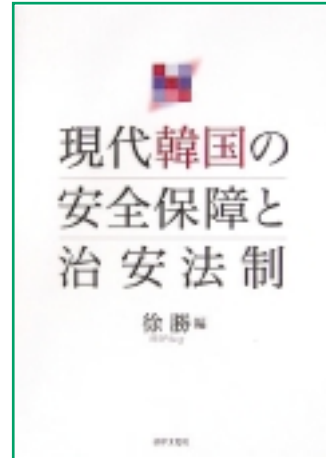
徐 勝 *SUH Sung*

今春、「現代韓国の安全保障と治安法制」(法律文化社、06年3月)が刊行された。本書は、2002年から3年間にわたって実施された科研基盤研究(A)「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」での5回にわたる日韓共同研究会の成果として、総計36本の論文の中から14本を選び、取りまとめたものである。

本書は、立命館大学とソウル大学校法科大学を中心とする気鋭の韓国の研究者との共同研究である、科研基盤(B)「現代韓国の法・政治構造の変換」(1999~2001)と、その成果をまとめた『現代韓国の民主化と法・政治構造の変換』(日本評論社、2003)の後続研究として、現在進行中の科研基盤(A)「現代韓国の民主化と法・政治構造の法社会学的研究」(2005~2007)へと連なる現代韓国研究のシリーズに位置づけられる。

日韓関係は年を経て緊密になったと言われているが、日韓が対立感情を時に噴出させており相互理解、認識はまだまだ不十分である。このような状況の中で、私たち研究グループは現代韓国研究の重要性を認識し、上記科研プロジェクトを中心に10年近く研究に取り組んできた。その成果を基礎に、研究を恒常化・活性化させ、一般社会と共有するために、昨年、6月に、現代韓国研究や日韓関係研究を中心課題とする「立命館大学コリア研究センター」を立ちあげ、活動を行ってきた。本書の刊行もその一環でもある。

本書は、民主化の道を歩む韓国の権力装置の核心である、軍、警察、検察、情報機関などの性格とその変化を検討することによって、現代韓国社会の構造の探求をさらに深か



『現代韓国の安全保障と治安法制』

徐勝編 法律文化社
2006年4月発行 ¥3,465(税込)

め、韓国の法・政治・社会の外枠を規定している安全保障体制を研究したものである。本書は、この分野での研究がほとんど無い日本において独歩的なものであるばかりでなく、韓国でも批判的立場から、安全保障・治安法を総合的に論じた研究は少ない。

本書は、まず、分断60年の間に韓国社会を規定してきた軍事体制、軍事文化の影響と支配、そこからの脱出である民主化運動の過程、ならびに独裁政権の統治装置として動員されてきた治安法体系の諸問題を概観し、9・11以降、対テロ戦争を掲げて激変するブッシュ行政府の軍事戦略の余波を受けた21世紀初頭の北東アジアにおける平和・安全保障の環境変化とそれが韓国に与えた影響、ならびに金

テジュン
大中政権後期および盧武鉉政権下の韓国の政治変動と南北朝鮮関係の変化を検討し、米韓相互防衛協定と日米安保条約、地位協定の日韓比較を行った。同時に、現代韓国にとっても最大の関心事である、日本の改憲と軍事大国化への動向を論じた。本書は4部で構成されている。

第1部「現代韓国の軍事・治安の歴史と性格」の韓寅燮論文では、解放後、南北分断体制・長期軍部独裁政権における軍事文化の一般社会への浸透、支配を分析している。李桂洙論文では、韓国が民主化されたとされているが、対テロ戦争のグローバル化で軍事と治安との壁が融解し、かえって軍の治安分野への浸透が強まっていると問題提起をしている。特に韓国における軍事法制の不備を指摘し、軍に対する法的統制は前途遼遠であると結論づける。宋石允論文では、戒厳令、衛戍令、非常事態令、大統領緊急措置権などの事例を取り上げ、韓国建国以後、独裁政権の支配の道具となってきた政治的国家緊急権の発動を歴史・実証的に丹念に跡付けている。鄭高基論文は、軍における死者の慰霊を論じており国立顕忠院（国立墓地）を中心に軍人の慰霊の実態と論点を詳細に検討している異色の論文である。

第2部「現代韓国の安全保障政策とアメリカ」の崔哲榮論文では、韓米相互防衛条約を法的側面から、その非対称性を明らかにし、対等な韓米パートナーシップの可能性を論じる。J.J.SUHは、ラムスフェルト・ドクトリンによる世界的な米軍の再配置が米国の東アジア戦略、ならびに米韓同盟に与える影響を考察している。

第3部「日韓の軍事・治安と人権」では、

イチョンヒ
李正姫、加藤裕が日韓の米軍地位協定と人権をそれぞれの立場から論じる。李正姫は、具体的な訴訟事例を体系的に分析し、加藤裕は日本での地位協定をめぐる争点をその不平等性の側面から論じている。盗聴法については、川崎と曹國がそれぞれ、日本の「通信傍受に関する法律」と韓国の「通信秘密保護法」について論じており、川崎は盗聴の無制限的拡大の可能性を批判し、その廃止の必要性を論じる。曹は、日本の盗聴法の別件逮捕のために用いられうる不備を指摘しながらも、韓国においては盗聴に対する司法的統制の強化の必要を論じる。日韓の検察改革の課題をめぐって、韓寅燮は、盧武鉉政権下で急速に進んだ検察の権威主義の解体と司法の独立の現状を分析し、その発展方向を示し、川崎は一般に信じられている日本の検察の中立・公正性に疑問を呈して、検察の公正性、適正性、人権擁護性の強化、つまり、民主化と「市民の代理者」としての検察の実現に検察改革の方向を見ている。

第4部「日本の軍事大国化と東アジア」においては、日本の研究分担者が韓国との比較・関連を念頭におきながら、日本の軍事化・改憲の動向を論じている。山内は有事法制、改憲への動向を分析し、水島は「日米同盟」偏重に警鐘を鳴らし、平和構築のために東アジアにおける協調的地域集団安全保障体制構築の必要性を論じる。

本書によって、かつて国家安全保障論による民主主義の抑圧や、二重三重に張り巡らされた治安弾圧体系を現代韓国がどのように克服してきたかという道筋と、それにもかかわらず、今も尚、多くの難題を抱えているのかという点が明らかになるものと期待する。

目次

序 現代韓国の安全保障と治安法制 徐勝

1部 現代韓国の軍事・治安の歴史と性格

韓国の軍事主義と人権 韓寅燮

韓国の軍事法と治安法：軍事と治安の錯綜と民軍関係の顛倒 李桂洙

韓国憲政史における国家緊急権 宋石允

国民国家の神聖性と死者の祀り：国立墓地の造営と維持を中心に 鄭滄基

2部 現代韓国の安全保障政策とアメリカ

韓米防衛条約論 非対称性と水平化 崔哲榮

米軍再配置論議を通して見た米国の軍事戦略変化と韓米同盟 J.J. SUH

3部 軍事・治安法制の日韓比較

米軍地位協定と人権

(1) 駐韓米軍地位協定と対米軍訴訟 李正姬

(2) 日米地位協定の改定に向けて 加藤裕

日韓の盗聴法

(1) 韓国の改正通信秘密保護法の検討 曹 國

(2) 日本の通信傍受法の検討 川崎英明

日韓の検察改革

(1) 韓国における検察制度改革の現状と課題 韓寅燮

(2) 日本の検察制度の現状と課題 川崎英明

4部 日本の軍事大国化と東アジア

日本の軍事大国化と改憲論 山内敏弘

「日米同盟」と地域的集団安全保障 水島朝穂

(そ・すん 比較人権法)

『法科大学院ケースブック 国際人権法』の紹介

薬師寺 公夫 YAKUSHIJI Kimio

2006年3月に、日本評論社から『法科大学院ケースブック 国際人権法』を刊行しました。名古屋大学の小畑郁教授、大阪大学の村上正直教授、神戸大学の坂元茂樹教授と4名の共著です。正確なことはもう覚えていませんが、この企画が話題になったのは、各大学で法科大学院の設置が具体化し始めていた頃だったと記憶しています。まだカリキュラムの内容も不確定で、新しい法曹養成においては国際人権保障についても知見をもった院生を育てたいといった思いとともに、我々も授業やゼミを持つ可能性があるから、共通に使えるテキストを検討してみようではないかといった話が村上教授から提案されたのがきっかけでした。4名は、国際人権法学会の会員でもあり、京都の世界人権問題研究センターや国際法研究会のメンバーで、自由権規約の個人通報事例や国家報告書、さらにそのフォローアップ手続の研究会に参加して定期的に事例研究を進めてきていたこと、さらに若干名が『国際法外交雑誌』の資料「日本の国際法判例」の執筆に長らく関わってきたこともあって、この機会に国際事例研究の成果と国際人権に関する日本の判例研究とをドッキングしたテキストを作ってみようということになりました。

法科大学院がスタートして後は、授業の準備ノートや結果も踏まえて何度か事例研究会を開き、どのような判決例を選ぶか、どのような問いと解説をつくるか、国際人権に関する資料は何と何を選択するかなどを侃々諤々議論しながら、次第に形式を共通化させました。その結果、最終的に、設例、読んでおこ



『法科大学院ケースブック 国際人権法』

薬師寺公夫・村上正直・小畑郁・坂元茂樹著
日本評論社 2006年3月発行 ¥3,990(税込)

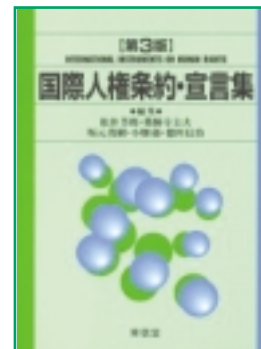
う、基本知識の確認、設例についての質問、当事者の主張例、主題判例、参考資料、発展問題と参考資料、解説、参考文献という形で各論を統一することとし、国際人権と憲法の人権との間で問題が提起されていると思われる14のテーマ(社会権享受と差別禁止、私人による人種差別、戦後補償と平等、入管収容、公正な裁判、接見交通権、翻訳と通訳、自国に戻る権利、難民該当性の立証、退去強制後の拷問、退去強制と家族の保護、法廷メモ、婚外子の相続差別、少数者の権利)を選択しました。実は、さらに5~6ほどテーマを追加したかったのですが、4人がそれぞれ学内行政や学会役員等の仕事で多忙を極めはじめ、これ以上出版時期を遅らせるわけにはいかないということもあって、今回は断念せざるをえませんでした。各論に大体のめどがついたころ、どの事例でも共通に問題になった

国際人権条約の国内適用につき総論を付そうということになりました。総論は4つの部分に分けて国際人権の意義や憲法規定と自由権規約の規定構造の相違、留保や解釈宣言、国際実施手続といった概説を私が担当することになり、規約の実施義務を小畑さん、規約の国内適用を村上さん、規約の解釈を坂元さんが担当することになりました。総論についてもかなり議論をしながら調整をはかりました。我々国際法研究者グループのいつもの習慣ですが、研究会後の酒を飲みながらの議論は大いに盛り上がり、お互いなかなか主張を譲らずいい刺激・勉強になりましたし、本書の内容を深めるのに役立ちました。テキストはその点で記述に相当程度統一性が取れていると自信をもっていますが、もちろん4人の間にも意見が異なる部分がありますし、テーマによって強調点が異なるため、章ごとに若干ニュアンスが違う場合もあると思います。

一番苦勞したのは、我々4人が全員国際法研究者でありながら、国際裁判ではなく日本の裁判を対象としたテキストを作らなければならないという点でした。日本の国際法判例を資料として毎年検討してきたとはいえ、訴訟手続や各国内法の内容やそれに対する学説・判例の動向等について不勉強である我々としては、できれば国内法には立ち入らないで自由権規約の解釈・適用のみに的を絞ったかったというのが本音だったのですが、実際の裁判例を扱う以上最小限度ふれざるをえない事項については恐れを抱きながらふれています。その点では国内法の諸先生、法曹の方々を含め読者の皆さんからご批判やご教示をいただきたいと思っています。現在国際人権法学会の理事長を務めています。学会ではこの数年人権に関する国際法と国内法の対話を引き起こすようなテーマを意識的に設定してきました。このテキストを執筆して感じたことは、国際人権法の国内実施をめぐる国際法と国内法の議論をさらに噛み合ったもの

とするために、国際法研究者の立場から、各国際人権の根拠と制約原理、国際人権条約が要求する締約国の義務の性質と国内の権力分立との関係、各訴訟手続における司法権による審査のあり方、時際法、憲法98条2項違反の意味内容などについてさらに研究を深めてみたいということです。研究には常に新しい峰が立ちはだかるといのが実感ですし、それだけに意欲も湧いてきます。今年は2年ぶりに法学部の学部1回生の授業を担当し最初の講義で使用した園部逸夫先生の『最高裁判所の十年』に刺激を受けました。判決(過去の判例の徴し方とか学説の援用の仕方、判決要旨の一般性と要旨を導く理由の一般性、集民・集刑の裁判判決例の先例性など)や調査官解説などの読み方にも再度こだわりの形で国際人権関連判決の再整理もいずれやってみないとも考えています。なお本学の松井芳郎教授、徳川信治教授をはじめ私も含めて5人で編集しました『国際人権条約・宣言集』(2005年12月刊・東信堂)もご愛顧いただきますよう、宣伝させていただきますので、よろしく願います。

(やくしじ・きみお 国際法学)



『国際人権条約・宣言集』

松井芳郎・坂元茂樹・徳川信治・薬師寺公夫・小畑郁編
東信堂 2005年12月発行 ¥3,990(税込)

刑法学会2006年度全国大会を終えて

安達 光治 ADACHI Koji

日本刑法学会第84回全国大会が、2006年5月27日（土）と28日（日）の両日、明学館をメイン会場に衣笠キャンパスで開催された。立命館では実に20数年ぶりの刑法学会であったが、647名の参加者を迎え、盛況のうちに終わることができた。参加者数は、東京圏以外の開催では過去最高ということである。プログラムは、初日が3本の研究報告と3つの分科会、2日目は4本の研究報告と11テーマのワークショップであった。初日には理事選挙が行われ、本学からは、生田教授、松宮教授が選出された。また、初日の夕刻には、諒友館食堂で懇親会が行われ、多数の方が参加された（後日聞いたところでは、懇親会も概ね好評のようでほっとした。）

研究報告のテーマは、初日が「強制と緊急避難」（井上宜裕・九州大助教授）、「法人処罰と刑法理論」（樋口亮介・東京大助教授）、「行政調査と刑事手続 行政情報の刑事手続における利用可能性に関する一考察」（笹倉宏紀・千葉大助教授）で、2日目は「証拠評価をめぐる訴訟関係者のコミュニケーション」（中川孝博・龍谷大助教授）、「尊厳死に関する一考察 アメリカ合衆国の議論を素材として」（谷直之・同志社女子大助教授）、「不作為犯と正犯原理」（平山幹子・甲南大助教授）、「過失犯における注意義務の内容」（古川伸彦・名古屋大助教授）であった。本学の関係者では、本学出身の平山助教授が、著書『不作為犯と正犯原理』（成文堂、2005年）の内容を中心に報告された。最近の興味深いテーマばかりであったが、ほとんど拝聴がかなわなかったのが心残りである。それに

しても、日頃「刑法」の講義を行っている明学館93教室で、学会の争々たる方々が一堂に会して報告に聞き入っておられる姿を見るに、個人的には感慨深いものがあった。

分科会は、第1分科会（刑法）が「犯罪論と刑罰論」（松宮孝明・本学教授）、第2分科会（刑訴法）が「公判前整理手続」（平良木登規男・慶応大教授）、第3分科会は「新受刑者処遇法の諸問題」（土井正和・九州大教授）であった（括弧内はオーガナイザー）。本学の関係者では、松宮教授が第1分科会のオーガナイザーを務められ、また、第3分科会において葛野教授が「受刑者の法的地位とその権利保障」というテーマで御報告された。第2、第3の両分科会は、新制度の検討に関するものであり、また第1分科会は、近年のドイツやわが国における刑罰の正当化根拠、刑罰目的論の問い直しの作業と、その犯罪論との関係の検討といえるもので（松宮レポートを参照）、いずれも、すぐれて現代的な課題である。

ワークショップは、特定のテーマについて、会員が相互に討議し合う比較的少人数のプログラムである。形式は、オーガナイザーによる趣旨説明と2、3名の話題提供者による簡単な報告の後、参加者による討議、というのが一般的である。ワークショップでは、話題提供者に若手を起用することが多く（筆者もOD時代に報告を経験した）、発言も比較的自由に行えるので、若手にとっては（本来的意味で）貴重かつ重要な学会参加の機会といえる。今回のテーマは、「共謀罪」「量刑法」「違法性の意識」「文書偽造罪」「接見交通の

現状と問題点」「サイバー犯罪をめぐる手続法的諸問題」「再審」「人身売買罪の検討」「保護観察制度の改革課題」「心神喪失者等医療観察法について」「裁判員制度における評議 裁判官と裁判員とのコミュニケーション」であった（各オーガナイザー名は省略）。本学では、「サイバー犯罪」において、指宿教授がオーガナイザーを務められた（指宿レポートを参照）。テーマは古典的なものから現代的なものまで様々であるが、最近では、「裁判員制度における評議」のように、心理学との対話が試みられるなど、学際的なものも登場しており興味深い。

さて、このような大規模の学会を開催するにあたっては、刑事法をはじめとする教員、院生、学生アルバイト等のスタッフの多大な尽力と、法学部事務室、法共研等の学内外の機関による手厚いサポートが必要不可欠であった。大会本体の運営は、浅田和茂実行委員長（大阪市大教授）の下、準備委員の上田教授、松宮教授を中心に進められ、また、理事選挙に関しては、選管委員の生田教授が中心となって実施された。開催準備において特筆すべきは、院生の活躍ぶりである。学会参加者の名簿作成に始まり、各パートの業務内容の確定と学生アルバイトの配置、会場案内等の掲示物や名札の作成、休憩室等の物品調達、前日の会場設営等々、無数の作業を連日日付が変わるまでこなしてくれた。当日も、アルバイト学生に的確な指示を与える一方、自ら進んで業務に取り組んでくれた。おかげで筆者は、準備委員会と現場のパイプ役に徹することができた。また、大会当日を手伝ってくれた学生も大活躍であった。仕事の手際に関してはいうまでもなく、教員として特に嬉し

かったのは、参加者への対応が好評であったことである。これについては、事前の打合せにより、院生と学生の間で良好な信頼関係が築けたことが奏功したように思われる。

もっとも、いくつか、反省点や改善を要すると思われる点もある。個人的な反省点として、大会直前になって持ち込まれる参加者各位の要望に、完全には応え切れず、御迷惑をお掛けしたことがあった点がある。ただただお詫び申し上げる他ないが、無数に近い業務の中で、個別の要望に添えていくためには、学会として系統だったシステム構築が必要なのにも思われる。また、開催準備にあたっては、これといったマニュアルが存在しなかったため、現場で学生アルバイトを指揮する院生諸君に苦勞をかけてしまった。今回、40数頁に及ぶ『実施マニュアル』を作成したので、今後、受け継がれると思われる。学内の問題としては、やはり、会員数1000名規模の学会を開催できる場所があまりないことが挙げられる。同じ分野の研究者が一堂に会して報告・討議する学会の重要性はいうまでもない。しかるに、前日の夜になってようやく「机の落書消し」から会場設営を始めねばならないような学内環境については、検討も必要であろう。

それにもかかわらず、本大会を成功裏に終えることができたのは、先に述べたように、大会スタッフをはじめ、学内外の諸機関およびそのスタッフの方々の御理解と御尽力の賜物である。これに関して一々記すことはできないが、僭越ながら、担当者として篤くお礼を申し上げる次第である。

（あだち・こうじ 刑法）

学会ワークショップをオーガナイズして

指宿 信 *IBUSUKI Makoto*

刑法学会実行委員会委員長の浅田和茂先生（大阪市大教授）から、ワークショップ（以下WSと略）のオーガナイザー依頼が届いたのは昨年（2003年）の11月頃であった。テーマは、「サイバー犯罪条約の国内法化をめぐる」というものであった。既に、刑法学会関西支部において2004年7月に「サイバー刑事法制をめぐる」と題する共同研究をわたしがオーガナイズして開催しており、その実績を買われたものと推測された。

ワークショップの話しに入る前に、上記条約について若干説明をしておきたい。2001年11月、欧州評議会が「サイバー犯罪条約」を採択し、非欧州圏である、米国、カナダ、豪州、ニュージーランドそして日本がこれに共同署名した。同条約は、情報技術革新への対応と、コンピュータ・ネットワークの進展によって生み出された情報化社会における安全性の確保を目的として、以下の点の実現を可能とするために締結された。すなわち、コンピュータ等に対する捜査機関によるアクセス権および捜索権限の確保、捜査機関の権限が及ぶ前にコンピュータ・データが滅失することを防止するための執行前緊急証拠保全制度の確立、インターネット犯罪に対応できるような越境的捜索態勢の確立、国家相互援助態勢の確立、各国での国内法化の推進、である。我が国では2004年4月に国会で承認されている。

こうした経緯を受け、2003年3月に法制審議会に条約の国内法化を図るべく諮問がなされ、条約を批准できるような国内法の整備のための法改正について同年9月に要綱が答申

され、2004年2月に衆議院に「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」として上程された。

わたしは、上記法制審の開催中、日本弁護士連合会の依頼を受け、法制審日弁連委員をバックアップする通称「バックアップ・チーム」に参加し、法制審の議論に日弁連としてどのような法的問題点を提起していくべきかにつき、サイバー刑事法の専門家の立場から助言する役割を担った。そうした経緯もあって、上記法案の立法経緯に比較的明るいという立場にあった。また、「もの（有体物）」を前提としてきた現行刑事法制がどのように影響を受けるのか未知の論点が多いことから、サイバー犯罪条約そのものについても、日弁連の各種委員会やワーキンググループ等において、公式、非公式に数度にわたるレクチャーをおこなっていた。なお、上記法律案は共謀罪の創設を含んでいたため、同罪をめぐる国会での議論のあおりを受け今なお継続審議となっている。

そうした国会状況であったが、先に関西支部ではウィルス頒布や同作成罪、児童ポルノ規制など、刑事実体法を含めサイバー刑事法全体を幅広く議論していたので、今回は手続法部分に絞ってWSを持つのが妥当だとわたしは考えた。というのも、今回の改正案には、憲法35条に定める捜索場所の特定要求などに抵触する虞れのある事項が盛り込まれていたからである。すなわち、捜索対象のコンピュータがネットワークを通じて別のコンピュータに接続されていて、接続先に被疑事実に関

するデータが保存されている蓋然性が高い場合に、対象となっているコンピュータから接続先（たとえばデータ・ストレージ・サービスが典型例）にアクセスして、関連するデータを探索、入手することが許されることとなっている。従前、搜索差押え令状によりある家を搜索した際に貸倉庫の鍵が見つかった場合、その倉庫の搜索のためには別途令状を取得して搜索するのが常道であった。これをネットワークにつながったコンピュータでは不要とする、といった比喻ができようか。

さて、WSの持ち方には、様々な方式がある。共同研究として成果の発表、パネル・ディスカッション方式、話題提供者がそれぞれの立場からテーマについて発言するというやり方もある。今回は、話題提供者を全国から選りすぐることを優先し、事前の準備プロセスについては時間を割かない方式を選んだ。また、対立する意見の違いをはっきりと出し議論の活発なWSにしたいと考えた。そこで、法案審議で、日弁連国際刑事立法対策委員会事務局長の立場から参考人として反対意見を述べられた山下幸夫弁護士に参加を御願いした。次いで、法律案を支持する論考を公刊されていた研究者の中から、檀上弘文助教授（海上保安大学）に登壇していただくことにした。三人目として、サイバー刑事法制を論じる上で避けられないコンピュータ特有の技

術上の問題を踏まえた議論を提示するため、デジタル・フォレンジック（コンピュータ法科学）の専門家として著名な、石井徹也助教授（千葉大学）にご参加いただいた。こうした人選により、結果としてWSを最後まで緊張感あふれるものとすることができたと思う。

WSは全体で11個開催されていて共謀罪や裁判員裁判などホットなテーマが目白押しの中、本WSはややオタク的なテーマとして敬遠されるかと懸念したのだが、予想に反して30名以上の会員参加が得られほっとした。3時間の限られた時間の中で、まず1時間半ほどかけて御三人の方に自由に意見を出していただき、後半はフロアからの質問に加え、細かな点に渡って話題提供者の立場や意見の違いを明らかにするため、わたしから突っ込んだ質問をさせていただいた。出来るだけコンピュータがらみの専門用語の使用は避け、ふつうの「刑事法研究者」でもわかる議論を心がけたつもりである。もっとも、結論めいたものを何も示したわけではない、落としどころのないWSとなったが、それだけ困難なテーマを取り扱ったと言えるだろう。コンピュータのデータやネットワークを今後どのように法律上取り扱うかは、ひとり刑事法の問題に止まらず、今後も法の世界を悩ませ続けることは疑いない。（了）

（いぶすき・まこと 刑事訴訟法）

「犯罪論と刑罰論」の関係 第84回日本刑法学会大会第1分科会より

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

1 本年5月27日(土)と28日(日)の両日にわたり、衣笠キャンパスにおいて、日本刑法学会の全国大会が開催されました。この大会では、本学から、葛野尋之教授が第3分科会「新受刑者処遇法の諸問題」において「受刑者の法的地位とその権利保障」を報告され、指宿信教授がワークショップ「サイバー犯罪をめぐる手続法的諸問題」をオーガナイズされたほか、本学OBで甲南大学助教授の平山幹子氏が「不作為犯と正犯原理」と題する個別報告を行いました。

筆者もまた、第1分科会「犯罪論と刑罰論」のオーガナイザーとして、早稲田大学の松原芳博教授、筑波大学の岡上雅美教授、京都大学の高山佳奈子教授との共同研究の司会および報告を担当しています。以下では、この共同研究の狙いと当日の議論の概要を報告しようと思います。

2 「犯罪論と刑罰論」という茫漠としたタイトルは、実は、収容率120パーセントに迫る刑務所の過剰収容時代を前にして、厳罰化による犯罪抑止という「通俗的」刑罰論を再考してみる必要に迫られたことと、そのような刑罰論の展開に無頓着な最近の犯罪論を再検討してみたいという学問的欲求に由来します。

実際にも、近年欧米では、犯罪者の犯罪行動を重い刑罰によって統制しようとする「行動統制的な刑罰論」に代わって、ふたつの傾向が台頭しています。その一方は、犯罪者の隔離・無害化（incapacitation）を目指す刑罰論であり、他方は、再社会化を刑罰外の便宜供与と位置づけ、固有の刑罰の意味を、この社会に妥当している規範の維持・確証に求める積極的一般予防論や規範防衛論、さらに絶対的応報刑とは一線を画する「新しい応報刑論」と呼ばれるものです。この共同研究では、

このような刑罰論の変遷が犯罪論に与える影響を検討し、同時に、今日の社会のグローバル化に伴う文化葛藤の活性化が刑罰論と犯罪論、ひいては刑法観そのものに与える変化を展望しようと考えました。

とりわけ、犯罪論では、(未遂状態を含む)現実の結果の発生を要求する「客観主義」が「行動統制的な刑罰論」では根拠づけられず、むしろ、犯罪を抑止するために際限のない重罰化と刑事立法の拡大を招くおそれがあること、むしろ、「結果を起こすな」という規範の確証を目的とする「積極的一般予防」の考え方のほうが「客観主義」を根拠づけ重罰化と犯罪化に歯止めをかける可能性があることを示唆しました。同時に、それもまた、「市民」の中に自生する安定した「規範」の存在を前提としますが、今日のグローバル化は、社会内での「文化葛藤」と規範の多様化・不安定化をもたらし、規範確証という刑法の任務の遂行を困難にしています。そこから、規範を共有しない人々を「刑罰」および「刑法」で排除しようとする「敵味方刑法」(Feindstrafrecht)という異質な考え方が拡大しており、これをどのように考えるべきかが喫緊の課題となりつつあります。

3 このような問題提起に対して、松原教授は、刑罰論と直結する犯罪論は過度の単純化という落とし穴に陥る危険があることを指摘されるとともに、規範確証を目的とする刑罰論が「法益保護」という目的を軽視ないし否定する点を疑問とされ、確証の対象となる規範が不明確であり刑法の過度の拡大を招く危険があると指摘されました。

また、高山教授は、「ヨーロッパ共通逮捕状」に対してドイツで違憲判決が出たことを手がかりとして、自国での民主的手続に則らず、自国の社会に妥当しない規範による刑事

立法が葛藤を生み出している事実を指摘され、国内での社会と規範の多様化と同時に、組織犯罪条約や国際刑事裁判所の創設に象徴される刑法のグローバル化がこのような「文化葛藤」をますます深刻なものにしていることを指摘して、刑法が担保すべき規範のミニマム・スタンダードを確立すべきことを示唆されました。

最後に、岡上教授は、近年の「新しい応報刑」の考え方を妥当としつつ、これに拠った場合の「責任主義」の意味や「意思の自由」の捉え方を示して、中止未遂の刑の減免や量刑判断、法人の刑事責任論などへの影響を検討されました。

さらに、質疑応答の冒頭において、大阪市大の恒光徹教授に、フランスのデュルケームやフーコーらの考え方を参照しつつコメント

を述べていただきました。そこでは、やはり、社会復帰・改善を中心とする「特別予防」の衰退が、一方では、威嚇重視の重罰化を招いているけれども、他方では、刑法の投入を規範確証に最低限必要なレベルにとどめ、むしろ刑罰の運用全体を人道化しようとする考え方がみられるが、後者は、とりわけ少年法の領域で強調されるべきであるとされています。

4 その後、予定時間まで活発な議論が交わされました。とにもかくにも、このような議論を通じて、「刑罰は犯罪を予防するためのものである」ことが当然の前提のように語られてきたわが国の刑法学界、とりわけ実体刑法の学者の議論の中に一石を投じることはできたのではないかと思います。

(まつみや・たかあき・刑事法学)



写真は刑法学会大会第1分科会の一場面

工業所有権法学会報告

宮脇 正晴 MIYAWAKI Masaharu

本年5月28日開催の工業所有権法学会（於：一ツ橋講堂）において、報告を行うこととなった。私にとってはじめての学会報告である。

依頼を受けたのが昨年秋で、同年暮れに報告のテーマを決定した。いくつかテーマの候補があったのだが、結局自分にとって馴染み深い「商標機能論」を扱うことにした。新しいテーマにチャレンジするほどの時間的余裕は無いだろうと判断したためである。

「商標機能論」というのは、条文上商標権侵害に該当する行為であっても、商標の本質的機能を害さない場合は、当該行為は実質的違法性を欠くものとして許される、という理論である。登録商標の付された指定商品（商標登録出願においては、当該商標をどのような商品に使うのかを指定しなければならない。そのような指定された商品を「指定商品」という）を譲渡する行為は、その商品がいわゆるニセブランド品であろうがホンモノであろうが条文上は商標権侵害にあたる。商標権者が、ホンモノ（つまり自ら流通させている商品）を売っている小売業者に対して商標権侵害を主張するケースは通常はありえないと思われるが、並行輸入のケースでは、この問題が顕在化する。

並行輸入とは、いわゆる外国高級ブランド品が日本の代理店を通じて販売されている場合に、そのような代理店とは別ルートで、当該ブランド品を輸入することである。このような場合、そのようなブランドについては日本の代理店が外国の本部企業が日本における登録商標権を取得しているのが常である。並行輸入業者の行為は、上述の通り、その輸入品がホンモノであろうとニセモノであろうと条文上はその代理店なり本部なりの有する商標権を侵害していることとなるが、商標機能

論によると、真正商品、すなわちホンモノである場合はたいていは侵害を免れることとなる。少なくとも、日本の商標権者ないしこれと同視できる者が外国において流通させた商品（真正商品）で、日本国内で流通しているものと品質において差異がないものをわが国に輸入・販売する行為は、商標機能論の下で侵害が否定されるということは今日では争いが無い。

ただし、このような行為が実質的違法性を欠くことになる理由が、当該行為によって出所表示機能（同一商標の付された商品の出所の同一性を示す機能）および品質保証機能（同一商標の付された商品の品質の同一性を示す機能）の両者が害されないからであるのか、あるいは単に出所表示機能が害されないからであるのか、については争いがある。

の立場によると、輸入品と国内流通品とで品質差がある場合は商標権侵害になり、の立場によると出所表示機能が害されていない限りは非侵害になる。学説上はの立場が有力であるが、私は以前からの立場を採ることを主張していた。今回の報告では、この主張をより精緻にしたものを中心に据えて、特に新しい主張はしないというのが当初の予定であった。

しかし、ゴールデンウィークをつぶしてあれこれ考えているうち、新しいアイデアが浮かんできてしまい、これについても発表してみたくなった。このアイデアによると、輸入品と国内流通品とで品質差がある場合であっても、当該輸入品に輸入業者がラベルを貼ることで、輸入品の品質について誤認が生じないような状態になっているのであれば、出所表示機能が害されていないことを条件として、侵害が否定されることになる。このよう

なラベリングによる解決については従来から主張されていたものの、その理論的根拠は明らかにされていなかった。私のアイデアは、従来の商標機能論と矛盾することなく、ラベリングによる解決について理論的に説明できるもののように思われた。これが本当なら、なかなかすばらしい理論のはずなのだが、どうも確信が持てない。具体的におかしな点があるわけではないが、どうも何というか大掛かり過ぎていて、何か改善の余地があるような気がしてならなかった。そのような不安がどうしても消えないので、この新説を発表するのは止めておいたほうがよいようにも思われたが、いろいろと迷った挙句、せっかくの機会なので発表することにした。ただし、「試論」ということにして。

報告日は上記の通り、5月28日である。大体、報告日の前日は徹夜で準備というのが私のいつものパターンなのだが、今回は前日の27日に同じ会場で著作権法学会があったため、その前日つまり報告の前日に徹夜して、そのまま早朝の新幹線で東京へ行くこととなった。著作権法学会と工業所有権法学会の扱う学問領域は共通ないし近接しており、会員の大部分が共通しているのであるが、日を連続して開催されるというのは、これまでで初めての試みであった。そして、会員の大部分が共通している都合上、懇親会は両学会合同で27日の夕方から開催された。報告の前日に懇親会があってもあまり楽しくないが、ほとんど学会でしかお目にかかれぬ先生もおられるので、無理やり出席した。懇親会が終了して、ホテルに到着すると、眠気が一気に襲ってきた。翌日の報告内容の最終的なチェックをするはずが、結局眠気に勝てず、何もせずに翌朝までぐっすり眠った。

そして報告当日。リハーサル不足のため、時間配分がよくないところもあったが、何とか制限時間をそれほど超過することなく、無事報告を終えることができた。問題の「試論」には、かなり過激な主張が含まれていたはずであるが、その点については特にフロアから質問は出なかった。ほっとした反面、少し物

足りなくもあった。

学会が終了し、帰りかけていると、ある裁判官に呼び止められた。私の報告内容について疑問があるという。しかもその疑問というのが、私の報告の根本的な部分に関わるものであった。この方は知的財産法の世界では非常に高名な裁判官であり、私が報告で取り上げた判決のいくつかにも携わっておられた。それらの判決を読む限りでは、その方と私とは商標機能論についての考えが大きく異なるものと考えられたので、私のほうでも機会があればこの方にいろいろとお話を伺ってみたいと思っていたが、図らずもそれが現実のものとなったわけである。

果たして、我々の考えは大きく異なっていることが確認され、商標法の保護法益などを巡って、大いに議論するところとなった。議論ははじめ会場の出口を目指してゆっくり歩きながら行われたが、会場を出るまでに終わるような話ではなかったので、ロビーの椅子に座って議論が続けられた。他の参加者がすっかりいなくなってからしばらくして、会場の警備員にその場所を追われることになったが、それでも議論が終わらず、会場近くのロイヤルホストで更に続けられた。経験豊かな現役の裁判官とこれほど長く議論したのは私にとって初めてであり、大変貴重な経験であった。何よりも、そのような裁判官の方が私の考えに興味を持って、真剣に私の話を聞いておられることに感動した。学会報告をして良かったと思った。

こうして私の学会報告は終了した。

しかし、ほっとしたのもつかの間、数日後には学会誌の編集担当者から報告についての原稿の執筆依頼が来た。すっかり失念していた。言いつ放してはいけなかったのである。ということで、現在はその原稿の執筆中であり、例の「試論」について、どの程度まで細かく活字にするべきかについてあれこれ悩んでいるところである。

(みやわき・まさはる 知的財産法)

ROE教授訪問に際して

堀田 秀吾 *HOTTA Syūgo*

5月4日から10日にかけて、アメリカ合衆国の首都、ワシントンD.C.にあるジョージタウン大学のロースクール（Georgetown Law Center）のRichard L. Roe教授に、上海の学会での講演があるということで、その前に本学にお立ち寄りいただき、本学、および宇治高校との連携方法についての議論を行うとともに、研究会を開催し、法教育に関してお話をさせていただくことになった。

Roe教授の勤務するジョージタウン大学は、1789年創立で、すでに200年以上の歴史を有する、アメリカでも最も古い大学のひとつである。また、教育の質、入学の難易度、名声においても非常に高い評価を得ている名門大学で、ことロースクールに至っては、Clinical Trainingにおいて全米ランキング一位、Tax Lawでは二位、知的財産法では三位（US News Law School Ranking 2007）という評価を得ている点から見ても、その質の高さが窺い知れよう。日本からもここに検事、弁護士、弁理士、企業法務に携わる人々、そして官公庁等からも多くの人々が留学生として学びに来ている。Roe教授は、そのロースクールで30年以上も教鞭を執っておられ、現在はリーガル・クリニックのひとつ、D.C. Street Law Clinicのディレクターを勤めておられる。D.C. Street Law Clinicは、一般市民に法教育を提供する目的で設立、運営され、地域の高校などにもロースクールの学生を送り、市民の法教育を行っている。また、教授はクリニックの活動の一環として、毎年のように海外の大学やその他の機関、団体に赴き、Street Law Programを実施している。

私たち法学部とRoe教授の関係は、昨年末の竹濱教授等によるLaw Centerの訪問に端を発する。その後、私が今年の2月から3月にかけてジョージタウン大学で実施された法学

部法政海外フィールドスタディー・プログラムの引率教員としてD.C.に滞在していた際に、法学部事務室からの要請でRoe教授にコンタクトを取ったところ、大変好意的に対応してくださり、また厚かましくも引率教員として法政海外フィールドスタディー・プログラムの参加者の見学をお願いしたところ、突然のお願いにもかかわらず快諾していただき、Street Lawの授業見学をさせていただき、また別の日取りにわざわざ勉強会の機会まで設けていただいた。（参加者7名中、5名がDCでの最も印象深かった学習内容としてStreet Lawを挙げていた。）そして、その後も連絡を取り続け、今回の本学訪問、および研究会開催が実現したという訳である。

6日間の滞在中Roe教授は、衣笠キャンパス、西園寺キャンパス、立命館宇治高校などで授業を見学された。衣笠キャンパスでは、国際インスティテュートのアメリカ人の教員によるUS Politics and Lawの授業を、西園寺キャンパスでは指宿教授のご好意により法科大学院の刑事訴訟法の授業を見学させていただいた。これらの授業を見学されている時も、Roe教授は指導教員の指導の方法、学生の反応に関し、かなり詳細なメモ（たとえば、どのような質問を授業のどこでどのような方法でどの学生に行い、学生がどう答えたか等）を取っておられ、教授の（法教育に関する）研究熱心さ、プロ意識に感嘆させられた。週末には、昨年度の海外フィールドスタディー・プログラムの参加者たち、および本学のTing講師に連れられて、東山を中心に京都の名所を観光なさった。

本学で行った研究会では、一般市民の法教育に関し、模擬授業形式で、具体的ないくつかの事例を通して、どのようにして「法」を作っていくか、「ルール」とは何か、市民が

どんな考えを持ってそれらの法やルールを作っていくかなどについて実践的に議論を通して考えて行くということを行った。たとえば、何が犯罪とされるべきか、処罰の対象となるのはどんな行為か、どんな利益を守るために犯罪とされるのか、刑事犯罪の軽重をどんな要素から決めていくかなどのファクターを、小グループで議論し、結論を考え、それをさらに全体で検討するという形で行った。また、スライドを用いて、これまで教授が携わってきた世界の国々で行ったStreet Lawの活動を、写真を交えて紹介していただいた。今回、教授が紹介して下さった「学生主体の学び」を重視した教授法は、言語を越えて応用可能であり、本学においても、特に基礎演習のクラスや、英語副専攻、少人数制のクラスなどには非常に有効な方法で、大変参考になったと、研究会参加者の間でも好評であった。

紙面の都合上、そろそろ締めくくらないければならないが、本学、そして法学部にとって、Roe教授を通してジョージタウン大学とのさらなる学術的な連携の方法を模索していくのは、大変有益なことであろう。今回のRoe教

授の訪問は、この連携に大変意欲を示してくださっていることの表れであると感じている。本格的な連携の手始めとして、年明けに予定されている2006年度法政海外フィールドスタディー・プログラムにおいては、Roe教授によるStreet Lawの授業が本年度からは正式な授業として組み込まれることが決定した。また現在、来年度、Roe教授を客員教授として本学に招聘する準備を進めているが、これが実現すれば、大学での授業を担当していただくことはもちろん、教授自らの希望として、立命館におけるFD活動、高大連携の法教育、そして地域の法教育等にも積極的に関わっていきたいとおっしゃってくださっていることもあり、非常にさまざまな形での学術的発展が期待できる。このようなRoe教授のご好意と連携への意欲を無駄にすることのないよう、今後、ジョージタウン大学とのより強固な連携体制の展開に向けて、我々も精力的に議論を重ねていく必要があるだろう。

(ほった・しゅうご 言語と法)



日本とEU： 互いに何を学び、どのように協力すべきか

ベルンハルト・ツェプター前EU大使 *Bernhard ZEPTER*



著名な学府として知られるここ立命館大学で講演することができ、うれしく思います。パリに暮らし、欧州の文化を学んだ創設者西園寺公の名を挙げるまでもなく、立命館大学と欧州との結びつきは強力なものがあります。

最近では、欧州委員会のバローゾ委員長も京都を訪れ、数多くの由緒ある寺院や神社を訪ねました。その際には、新しく開館した京都迎賓館に宿泊する光栄を賜り、京都府知事および京都市長と会見する機会にも恵まれました。

京都は今も欧州連合（EU）と密接な関係を維持しており、パリ、ケルン、フィレンツェ、プラハの各都市とは姉妹都市関係にあります。また、欧州からは毎年、何千人もの観

光客が京都を訪れています。この美しい都市が、今後も日本と欧州の懸け橋となることを、私は強く願っています。

欧州でも世界でも、開かれた情報世界への動きはますます加速しています。知識基盤型社会への移行は、ルネッサンスや産業革命の時代になぞらえることが出来るのではないのでしょうか。EUは一方ではグローバル化の推進力となりながら、他方ではそのグローバル化によって改革や構造調整をさらに推し進めるよう迫られています。このこと自体は脅威であるとは言えませんが、正しい道を進んで行くためには、我々が何を目指しているのかをはっきりさせておく必要があります。日本もまた、同じような課題に直面していること、そして、自らの解決策を求めて賢明に努力していることと私は確信しています。

こういった動きの中で、EUと日本それぞれの役割はどういったものになるでしょうか。両者が協力することは可能なのでしょうか。私は、一定の協力はあり得ると考えています。EUも日本も共通の関心があります。しかし、今日までの発展において、両者の間にはかなりの違いがあることも事実です。

日本の社会は、緊密で均質的です。国際関係においては、日本は従来の外交政策に基づいて行動します。EUはこれまでに例のない、独自の発展を遂げており、国際法の新たなあり方を生み出しています。それは、統合された政策を通じて、伝統的な国家主権概念の重要な部分、特に経済に関する部分を共同で行使しつつ、他の分野では国家主権を維持するという「権限の分有」に基づく制度です。こういった考え方の上に、さまざまな新しい地域協力が加わります。たとえば、統合された機関や共通規則、外交・安全保障政策の問題等に関する進化した形の契約関係のほか、「ベストプラクティス」に基づく比較、最近では、EUの政策調整に関する最も強い取り組みである開かれた調整方式などが挙げられます。

従って、EUは主権国家と呼べるものではありません。EU創設の父たちが目指していたのも通常の主権国家ではありませんでした。1950年5月9日に行われたシューマン宣言、ジャン・モネの回想録、および1950年代における欧州統合の真の意味を解説したカルロ・シュミットの論考等には、こういった考えがはっきりと示されています。近年では、ドイツの哲学者ペーター・スローターダイクが、欧州をさまざまな国の人々が集まって、新しい主権国家を目指すのではなく、隣国との協力や寛容を学ぶ「大学」に例えました。

当然ながら、こういったことは理論上の話です。私の考えでは、EUが効果的かつ効率的に機能していくためには、主権国家の具体的で十分実験済みの手段を、少なくとも部分

的に取り入れる必要があることが明らかです。

EUの発展には、あらかじめ決められた設計図や全体計画はなく、長い時間をかけて一步一步進められてきました。EUの制度的構造は、明確に定義された限定的な目的のために作られています。長年の間にこの構造は拡大し、新たな権限も加わりました。といても、それはトップダウンではなく、ボトムアップ式の発展でした。その意味で、EUのモデルは、東アジアを含む世界中のあらゆる地域にとっても参考になるでしょう。協力、そして場合によっては統合を実現するには、まず何よりも政治、経済、あるいは文化における共通の利益を明確にすることが必要です。続いて、関係諸国の政治や法制度、行政上の特性を考慮した上で、最適な制度的構造についての議論を行う必要があります。

そのため、欧州統合プロセスの基盤を形成している諸要素を理解することが肝要です。

まず、EUは従来の意味での主権国家でもなければ、国際機関とも異なる、両者のハイブリッド（混成体）だということです。

次に、欧州統合のプロセスは、EUの最善のあり方を予め知っているような有能な設計者による設計図をそのまま現実に移しかえていくことではない、ということです

EUの発展は、前もって用意された、国家のようなモデルに基づくトップダウン式のものではなく、各加盟国が設定した明確な利益や行動を実現するために設計された制度的構造として進められるのです。

最初に、政治、経済、その他の分野における具体的な諸問題を特定しなければなりません。次に、各加盟国固有の利害関係に最もよく対応した形で、共通の解決策を見出さなければなりません。続いて、統合のプロセスを実施するための制度的な枠組みを構築しま

す。EUの発展について「ボトムアップ」という表現が使われるのは、このためです。

簡単な例を挙げましょう。第二次世界大戦終結直後、欧州が直面していた緊急の課題は、なるべく多くの欧州諸国が力を合わせることで初めて解決可能となるようなものでした。中でも最も重要だったのは、いかにして迅速な経済復興を実現するか、そして、いかにして二度と欧州に戦争が起こらないようにするかという問題です。これに対し、1950年にフランスのロベール・シューマン外相が解決策の概要を示しました。それは、当時の主要産業である石炭と鉄鋼について、ドイツおよびフランスの生産をすべて共通の最高機関の管理下に置くというものでした。

このように欧州各国は力を合わせ、経済を相互に結びつけることによって「二度と戦争を起こさない」という誓いを守ったのです。同時に、このような新しい、統合された機構の誕生は、戦争で荒廃した欧州大陸の復興と経済回復という別の問題への取り組みにおいても有益なものとなりました。

欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の設立は、欧州の成功物語の発端となりました。これに続いて単一市場と単一通貨が導入され、今日では、共通外交・安全保障政策から国際犯罪やテロとの戦い、難民・亡命者の保護および移民政策の国際的側面、環境保護、ひいては社会問題や労働問題に至るまで、通常は国内政策の領域とされる諸問題もこの統合された機構に組み込まれることで、多くの議論的である政治的統合でさえ部分的に実現しているのです。

EU発足から今日までの間には、多くの変化がありました。にもかかわらず、EUの基本原則、現在は25カ国に上る加盟国がいかにして協力し合うかという根本的な部分は、変わっていません。EUのさらなる統合や拡大、構造改革に関するすべての議論は、欧州レベ

ルでの取り組みが必要かつ適切でバランスの取れた、政治的にも望ましいものであるか否かを分析することから始められます。これを、我々はEUの法案策定における「補完性の原則」または「比例性の原則」の適用と呼んでいます。

例えば、今日我々が直面する課題のひとつとして、安定したエネルギー源の確保が挙げられます。こういった問題に取り組む場合、まず、力を合わせることで何ができるのか、関係者すべてが利益を得る形で問題を解決するためにはどのような協力が必要なのかといった検討を行います。ここで明らかなのは、EUがいろいろな取り組みを組み合わせ採用しているということです。

当然ながら、我々は常に用心を怠らないよう心がける必要があります。開かれた対話を通じて事を進める以上、いずれかの加盟国が自らの利益のために統合を利用しようと試みる危険性はつきまといます。イラク戦争の際に明らかになったように、利害が衝突すればEUの統一性は損なわれます。しかし、EUの経済政策のあり方全般についても異なる意見が複数見られます。

EU拡大はまた、専門的なレベルで取り扱う必要があります。それは、欧州統合のプロセスを弱めるのではなく、むしろ強化するものでなければなりません。拡大は、政治的および経済的な観点から検討すべき問題であるだけではなく、多文化的な環境の中でいかに効率を上げ、団結を強めることができるのかという課題も提起します。また、EUの地理的境界の問題にも関わってきます。そして、それはトルコやロシアを加盟国として迎え入れるべきか否かといったEU内の議論の背景にもなっています。

最後に、欧州のアイデンティティーの形成という困難な問題があります。欧州の人々は依然として自分たちを「欧州人」というより

は、マルタ人またはハンガリー人、フランス人、ドイツ人、ととらえています。欧州憲法条約の批准プロセスで生じた問題は、一部にはこういった疑念に由来するものといえるでしょう。また、同時に、グローバル化によって自国のアイデンティティーが損なわれるのではないかという潜在的な不安にも由来しています。我々は、グローバル化が脅威ではなく、全員がより高い生活水準を獲得するための機会であることを理解しなければなりません。欧州の人々の福祉を保障するためには、欧州統合の歩みを緩めるのではなく、むしろ強化する必要があります。

その意味において、欧州委員会が最近発表したEUの将来像に関する文書は、入念な検討に値します。同文書は、憲法条約の批准をめぐる現在の欧州の行き詰まり状況を解消するための、一種の工程表を提示しています。欧州委員会は、野心的かつ政策主導型の来年の方針をはじめとするさまざまな施策を通じて、欧州の市民が改めて欧州統合プロセスに関与していくことを求めています。

従って同文書は、域内市場の機能改善等の新たな取り組みや市民が自らの権利をより積極的に行使できるようにするための方針を定めるとともに、現行の条約にを十分に活用し、司法・自由・安全保障の領域における決定の大部分を共同体に委ねるようEU各国の首脳に提案しています。その上で、欧州委員会は政治や司法における協力を強化するための施策をさらにいくつか提案しています。

今後の拡大については、欧州委員会は既存の約束を確認するとともに、拡大のペースと規模について議論を進めつつ、関与を一層強めることを約束します。委員会では現在、対外関係に関する戦略文書を準備中であり、この文書は年内に発表される予定です。

制度的な問題に関しては、欧州委員会は6月の欧州理事会（EU首脳会議）において段

階的な取り組みが承認されるべきであると提案しています。その第一段階として、ローマ条約調印から50年目にあたる2007年に新たな政治声明およびコミットメントを採択します。この声明に基づき、欧州理事会が、将来において制度的な解決につながるような手続きを発足させる決定を行います。

欧州では、EUは危機を経る度に一層の前進を遂げると言います。6月に欧州理事会が開催され、欧州委員会の提案を検討します。我々は、市民との対話を維持し続けなければならないことを学びました。人々の懸念に応えるように努め、雇用と成長、連帯と安全をもたらすことに力を注ぎます。具体的な成果を示すことによって、欧州市民より欧州に対する新たなコミットメントを獲得するのです。

こういった欧州の動向は、日・EU関係にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

過去20年の間、EUと日本の経済関係は非常に良好な発展を遂げてきました。両者のGDPを合わせると世界のGDPの4割にも匹敵します。EUと日本は互いに主要な貿易パートナーであり、また、2008年までに対日直接投資を倍増するという小泉首相の決意に呼応してEUは2002年から2004年の間に平均して年間55億ドルの投資を行いました。

EUは、対日直接投資の最大の担い手です。同時にEUは、日本にとって魅力的な投資先でもあります。2004年に日本企業はEUに対して約100億ユーロの投資を行っています。これは、米国や中国に対する投資を上回っています。こういった動きは、双方にとって歓迎すべき展開です。しかしながら、双方は東京で開催された前回の日・EU定期首脳協議において、両者の経済関係はさらに強化することが可能であり、また強化すべきであると合意しています。

投資や事業活動のさらなる拡大を困難にし

ている障壁はいくつかあります。協力を強化すべき分野として新たに特定されているのは、科学研究における協力、環境保護、エネルギー、そして、テロや国際犯罪との戦いです。要するに、昨年の日・EUハイレベル政務協議を通じて確立された「戦略的対話」の観点からしても、EUと日本は政治的な関係を強化すべきなのです。同様に我々は、双方向の日・EU規制改革対話を通じて、それぞれのビジネス環境の改善にも努めています。

今日アジアが置かれている状況は、第二次世界大戦後の欧州の状況とは大きく異なります。にもかかわらず、日本が現在直面している問題は、当時の欧州の問題によく似ています。すなわち、どうしたらアジアでも政治的、経済的な安定を実現することができるのか。そして、いかにして近隣諸国との関係を改善し、安定と繁栄を生み出すことができるのかという問題です。

もちろん、こういった問題を解決するには、日本はまず何よりもアジアとアジアの社会に適した独自の構想を打ち出す必要があります。

す。しかし、グローバル化の進展によって、我々は皆、未来に目を向け、他者の経験から学ばざるを得ない状況に置かれています。そういう意味では、欧州は実に興味深いパートナーとなるでしょう。

我々にとって文化的な違いを受け入れることは、大変自然なことです。実際のところ、欧州の人々は、統一された文化、あるいはたった一つの言語や食文化を持つ「るつぼ」にはなりたくないと考えています。我々は、欧州の文化的多様性が保持されることを望んでいます。欧州統合は、一つの屋根の下で、可能な限り各国の特性を反映したものであるべきなのです。「多様性における統一」というのが我々の使命を表すモットーですが、我々はこの多様性における統一こそが国際関係の新たなあり方を生み出していくのだと確信しています。

ご静聴ありがとうございました。

(Berunhard Zepter

前駐日欧州委員会代表部大使)



平和ミュージアムにて中学生と懇談



左からツェプター前大使・EU委員会の友田さんと末常さん・出口教授

新

刊

図

書



『克服・拮抗・模索
 文革後中国の文学理論領域』
 宇野木洋 著
 世界思想社
 2006年3月発行
 ¥4,515 (税込)



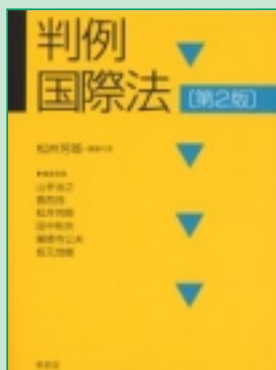
『EU保険関係指令の現状』
 (試訳編)(解説編)
 竹演修 監修
 (財)損害保険事業総合研究所研究部
 2006年3月発行
 ¥3,500 (税込)
 (試訳編・解説編とも)



『比較政治制度論 第3版』
 田口富久治・中谷義和 編
 法律文化社
 2006年5月発行
 ¥2,520 (税込)



『事実婚の判例総合解説』
 二宮周平 著
 信山社
 2006年5月発行
 ¥2,940 (税込)



『判例国際法 第2版』
松井芳郎・薬師寺公夫・山手治之ほか 著
東信堂
2006年5月発行
¥3,990 (税込)



『ケースメソッド公法 第2版』
市川正人・曾和俊文ほか 編著
日本評論社
2006年9月発行
¥3,570 (税込)

Media Coverage

法学部定例研究会

(2006年6月～9月)

法学部定例研究会：

- 06年 6月30日 ジェンダー研究会：岡野八代氏「フェミニズムにおける正義論」
06年 7月 7日 政治学研究会：堀雅晴氏「2005年度後期在外研究報告」
06年 7月28日 法政研究会：黄性基氏「インターネット実名制に関する憲法の考察」、徐啓源氏「オンラインゲームと著作権」 コメントーター 宮脇正晴氏、コーディネーター 竹濱修氏・酒井一氏

RITS
Ritsumeikan
University



立命館ロー・ニューズレター
第46号(2006年9月)

編集：立命館大学法学部

ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・
立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111 (代)

FAX. 075-465-8294

URL. <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/>

law/lex/rlrindex.htm#nl

編集後記

この前期から9月下旬にかけて、本学では国内・国外の大きな学会を開催しました。一つは、本号に掲載した刑法学会。もう一つは9月20日から4日間行われる国際訴訟法学会(International Association of Procedural Law)です。後者については次号以降で詳しく紹介をしますが、刑法学会では、本号に掲載のとおり、松宮教授や指宿教授など本学の刑事法の先生方が、事務局だけでなく報告やワークショップの主催など、多面にわたりご活躍されました。

9月19日に法科大学院が二条朱雀キャンパスに移転し、また衣笠の大学本部も同時移転するなど、大学全体が新たな段階に入りつつあります。その中で、法学部や法科大学院の先生方の研究がいっそう発展することが重要であるのは、論を俟ちません。

編集委員 小山 泰史